

第142回丹波市議会定例会

自 令和7年9月1日

至 令和7年9月30日

議案審議資料

(No. 1)

【目次】

①同意第6号～ 同意第8号	(丹波市固定資産評価審査委員会委員の選任)	… 1～6
②同意第9号	(人権擁護委員の候補者の推薦)	… 7～8
③議案第64号	(丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正)	… 9～11
④議案第65号	(丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び丹波市職員の育児休業等に関する条例改正)	… 12～16
⑤議案第66号	(市有財産の無償貸付)	… 17～21
⑥議案第67号	(工事請負契約の締結)	… 22～28
⑦議案第68号	(権利の放棄)	… 29
⑧議案第69号	(市有財産の売払い)	… 30～32
⑨議案第70号	(工事請負契約の締結)	… 33～39
⑩議案第71号	(物品購入契約の締結)	… 40～42
⑪議案第72号	(物品購入契約の締結)	… 43～45
⑫議案第73号	(丹波市立吉見小学校の廃止)	… 46
⑬議案第74号	(丹波市立三輪小学校の廃止)	… 47
⑭議案第75号	(丹波市立学校設置条例改正)	… 48～50
⑮議案第76号	(丹波市立学校施設使用条例改正)	… 51～53
⑯議案第77号	(丹波市アフタースクール実施条例改正)	… 54～55

**人事案件は
白ページにしています。
(P 1 ～ 8)**

丹 波 市

議案第64号

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部が改正されたことを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改定するため、提案するものである。

2 改正の概要

選挙運動に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げる。

- （１） 選挙運動用ポスターの作成 1枚当たり 586円88銭（現行：541円31銭）
- （２） 選挙運動用ビラの作成 1枚当たり 8円38銭（現行： 7円73銭）

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成19年12月27日 条例第82号 最終改正 令和4年9月30日条例第20号 （選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第9条 丹波市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第13条 丹波市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額） 第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作	○丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成19年12月27日 条例第82号 最終改正 令和4年9月30日条例第20号 （選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第9条 丹波市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第13条 丹波市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額） 第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作

成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を
超える場合には、同号に規定する枚数) を乗じて得
た金額とする。

成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を
超える場合には、同号に規定する枚数) を乗じて得
た金額とする。

議案第65号

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部が改正されたことに伴い、職員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備するほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方に係る規定の整備
- (2) 育児時間の多様化に係る規定の整備
- (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の条ずれに伴う改正
- (4) その他所要の改正

3 改正する条例

- (1) 丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）
- (2) 丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）

4 施行日

令和7年10月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成16年11月1日 条例第34号 最終改正 令和7年3月6日条例第4号 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内における勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。 3 介護休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。	○丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成16年11月1日 条例第34号 最終改正 令和7年3月6日条例第4号 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内における勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。 3 介護休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）丹波市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置</u>(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
--	--

丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員の育児休業等に関する条例 平成16年11月 1 日 条例第35号 最終改正 令和 5 年12月25日条例第27号 （部分休業をすることができない職員） 第18条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。_____）（部分休業_____の承認） 第19条 部分休業（育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、1 日を通じて 2 時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の 2 第 1 項の規定による介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）については、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。	○丹波市職員の育児休業等に関する条例 平成16年11月 1 日 条例第35号 最終改正 令和 5 年12月25日条例第27号 （部分休業をすることができない職員） 第18条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （2） 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。）（第 1 号部分休業の承認） 第19条 育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は _____、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受け
2 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受け	_____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受け

て勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

第20条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

て勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

議案第66号

市有財産の無償貸付について

1 提案の趣旨

財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案するものである。

2 無償貸付する財産

土地

所在	面積
丹波市市島町上竹田字中井1番1	162㎡
丹波市市島町上竹田字中井1番3	2,548㎡
丹波市市島町上竹田字中井8番	3,247㎡
丹波市市島町上竹田字中井8番1	143㎡
丹波市市島町上竹田字中井12番1	5,566㎡
丹波市市島町上竹田字中井12番6	64㎡
合計 6筆	11,730㎡

建物（旧前山小学校）

名称	構造	延床面積
屋内運動場	鉄筋コンクリート造2階建	1,299.00㎡
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	2,143.00㎡
屋外便所	木造1階建	51.60㎡
体育倉庫	鉄骨造1階建	30.00㎡
プール付属棟	鉄筋コンクリート造1階建	40.00㎡
灯油庫	鉄骨造1階建	2.00㎡
合計 6棟		3,565.60㎡

3 無償貸付の相手方

名称 株式会社 西山酒造場
代表者 代表取締役 西山 周三
所在地 兵庫県丹波市市島町中竹田1171番地

4 無償貸付の目的

旧前山小学校の校舎等を酢の製造及びウイスキーの貯蔵の用に供する施設等として有効活用し、雇用の機会の創出、観光客の来訪の促進等による地域の活性化を図る。

5 無償貸付の期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

【地方自治法 抜粋】

(議決事件)

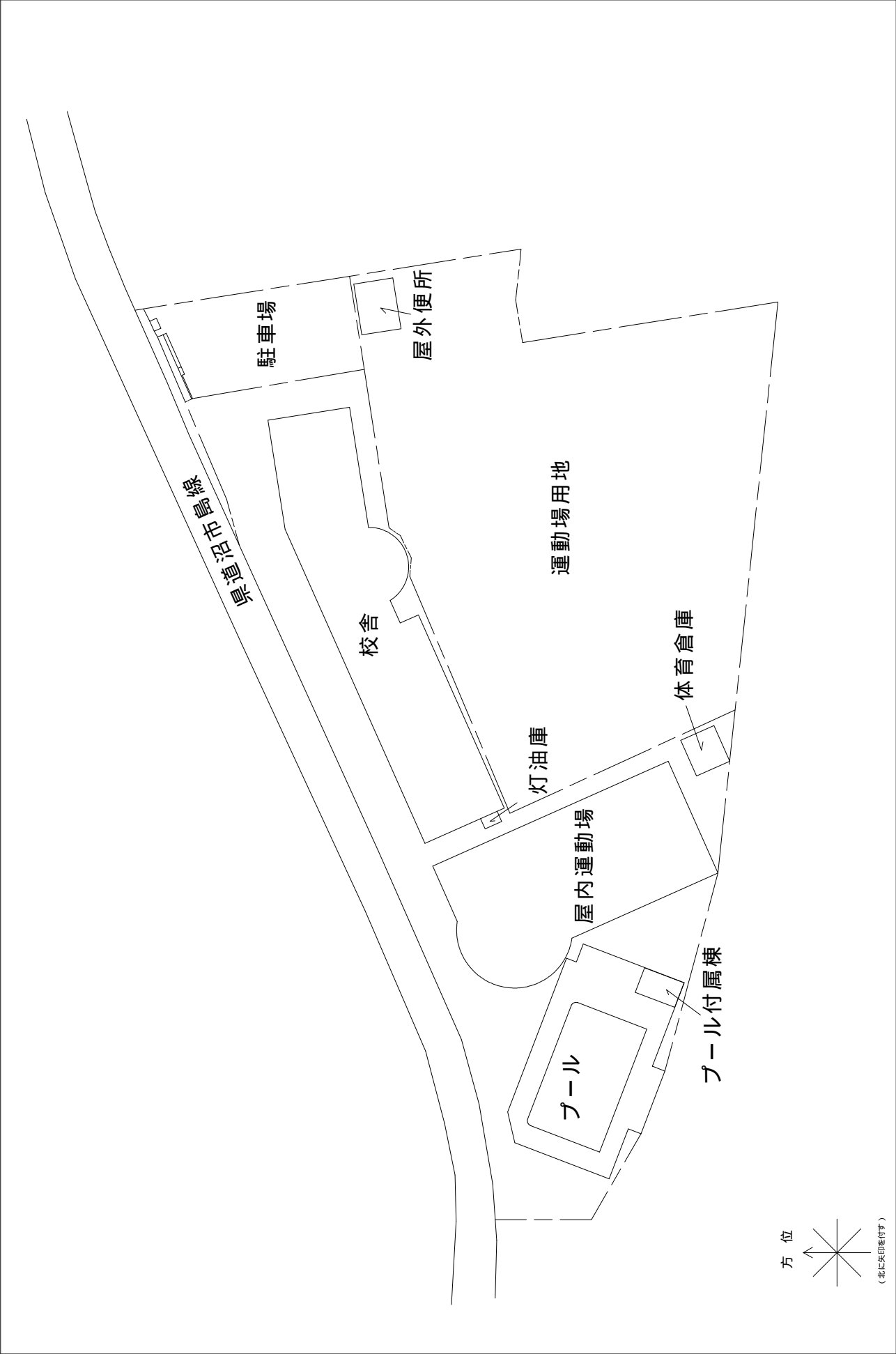
第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

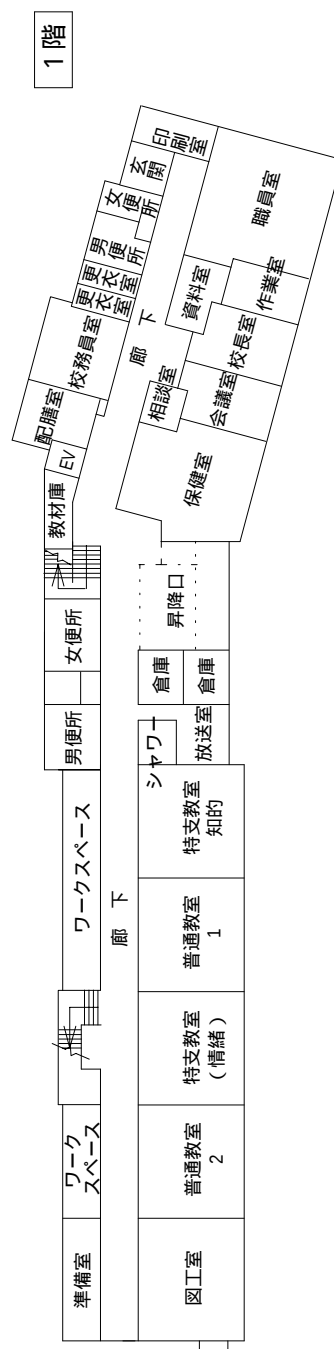
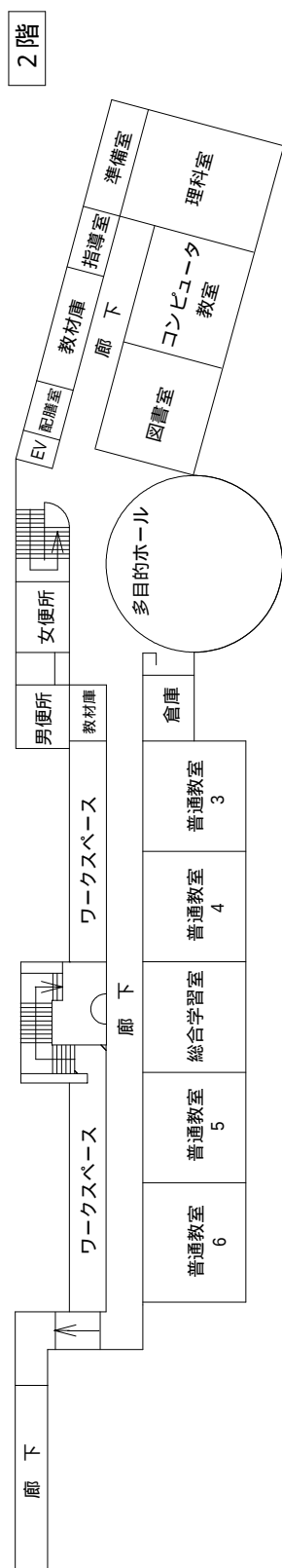
(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

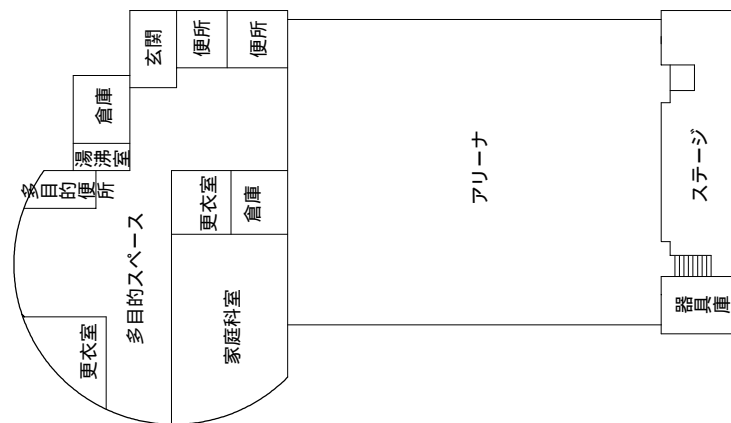
2 略



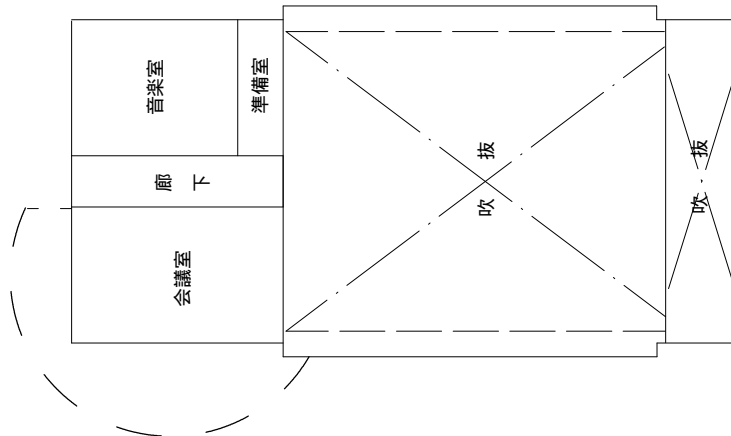
【校舎 2,143m²】



【屋内運動場 1,299㎡】



1 階



2 階

議案第67号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 青垣診療所改修工事

3 工事場所 丹波市国民健康保険青垣診療所

4 工事概要 建築工事 一式 診療所、車庫及び駐輪場の外壁修繕及び防水改修 診療所の内部改修工事 外構舗装改修、整備工事 カーポート及び渡り廊下の増築工事 機械設備工事、電気設備工事 一式

5 工 期 契約日の翌日から令和8年3月13日まで

6 契約金額 181,500,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,500,000円）

7 契約の相手方 名 称 株式会社 森津工務店 代表者 代表取締役 足立 裕之 所在地 兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 森津工務店
代 表 者 名	代表取締役 足立 裕之
本 社 住 所	兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1
営 業 年 数	75年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750164号
資 本 金	35,000千円
完成工事高 (2年平均)	合計 1,369,206千円 うち建築一式 994,680千円
技 術 者 数	一級技術職員 12人 (うち建築 4人) 二級技術職員 7人 (うち建築 4人) その他技術職員 3人 (うち建築 0人) 合計 22人
契約担当支店営業所等	—

工 事 実 績

(単位：千円)

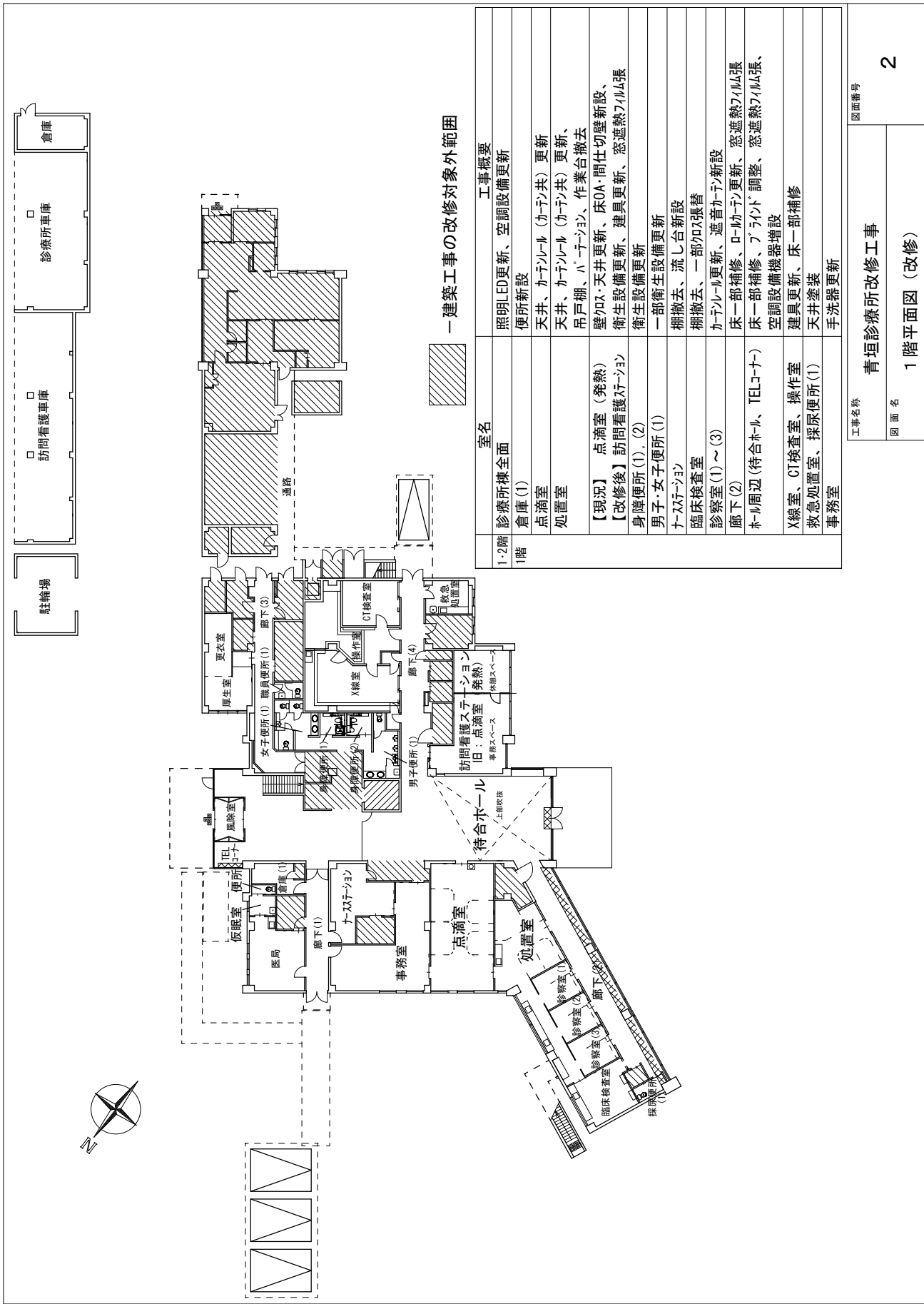
発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
兵庫県	元	県立柏原・柏原赤十字統合新病院看護専門学校建築工事	559,400	H29.9～H31.3
兵庫県	元	篠山総合庁舎長寿命化改修建築工事	169,089	R1.7～R2.3
兵庫県	元	県立伊川谷高等学校特別教室棟トイレ改修工事	118,950	R1.11～R2.5
兵庫教育大学	元	兵庫教育大学(山国)附属小学校校舎等改修その他工事(I期)	129,690	R2.10～R3.7
丹波市	元	春日住民センター屋根防水改修工事	9,361	R6.7～R6.9

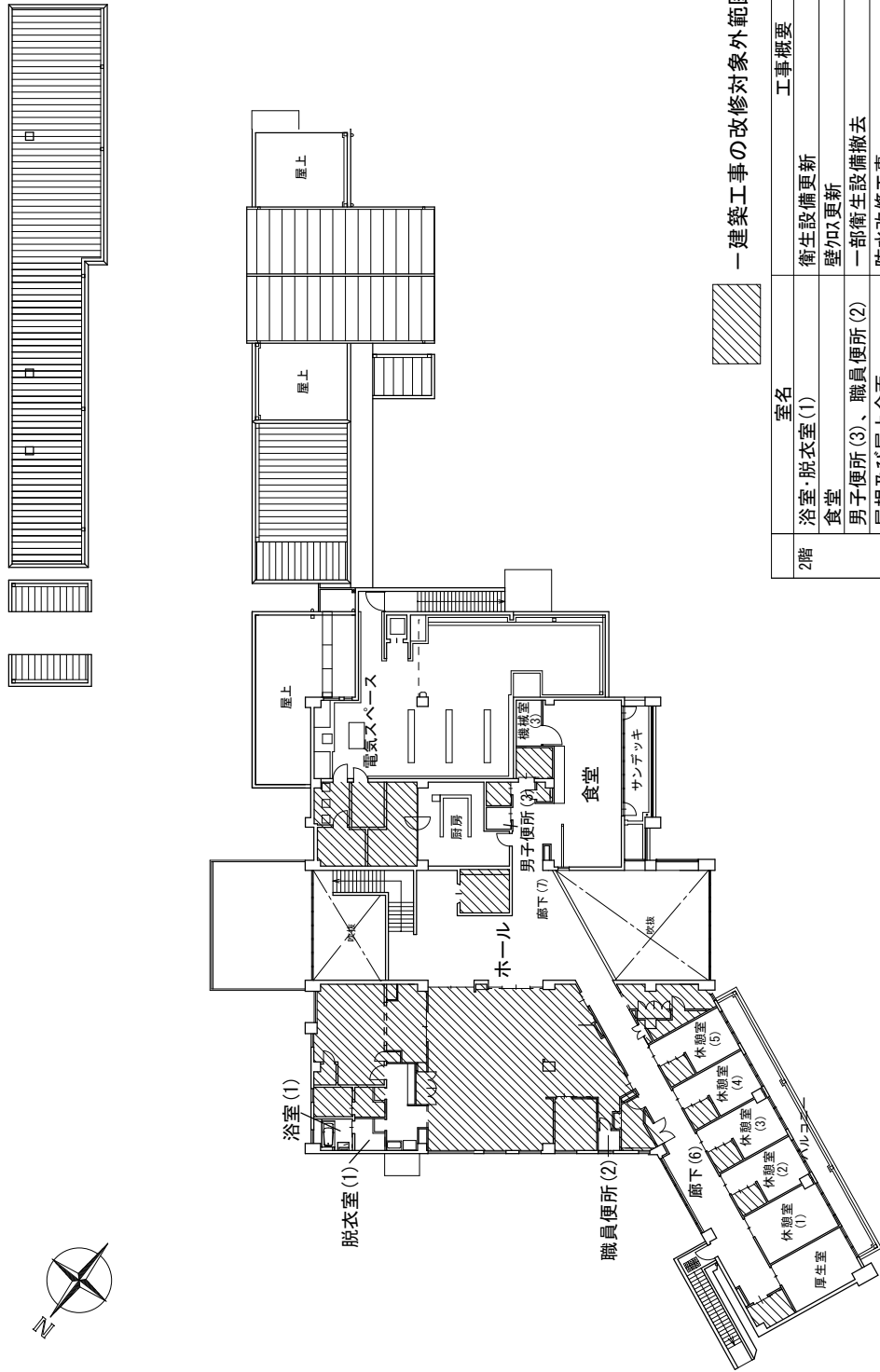
入札参加業者及び開札結果（工事）

工事番号	丹国診工第1号	工事種別	建築一式工事
工事名	青垣診療所改修工事		
工事場所	丹波市国民健康保険青垣診療所		
開札年月日	令和7年7月30日	（仮）契約年月日	令和7年8月5日
予定価格 （事後公表）	174,800,000円（税抜）		
調査基準価格	160,816,000円（税抜）	失格基準価格	150,650,000円（税抜）
工事概要	建築工事 一式 診療所、車庫及び駐輪場の外壁修繕及び防水改修 診療所の内部改修工事 外構舗装改修、整備工事 カーポート及び渡り廊下の増築工事 機械設備工事、電気設備工事 一式		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
株式会社 森津工務店	165,000,000円		落 札
前田建設 株式会社	173,800,000円		
垣本建設工業 株式会社	182,160,000円		
株式会社 吉住工務店	146,000,000円		失 格
池田建設 株式会社			辞 退

落札者名	株式会社 森津工務店
落札者所在地	兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1
契約金額	181,500,000円（うち消費税相当額 16,500,000円）





2階	室名	工事概要
	浴室・脱衣室 (1)	衛生設備更新
	食堂	壁加入更新
	男子便所 (3)、職員便所 (2)	一部衛生設備撤去
	屋根及び屋上全面	防水改修工事

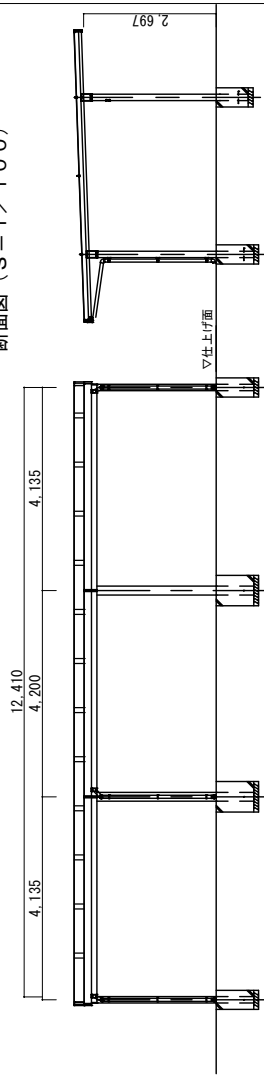
工事名称 青垣診療所改修工事 図面番号

3

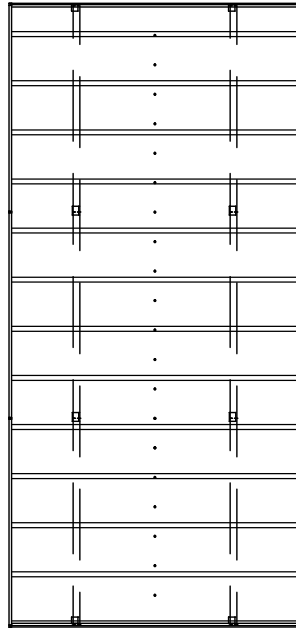
図面名 2階平面図 (改修)

カーポート (1)

立面図 (S=1/100)

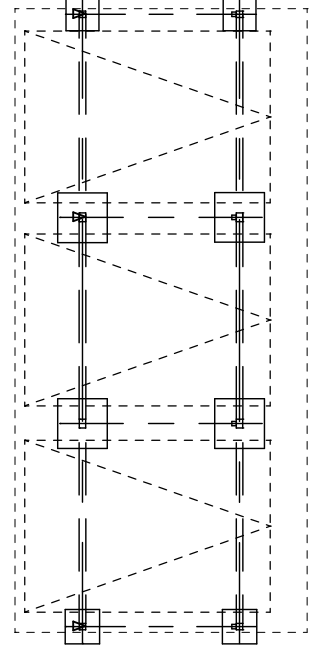


平面図 (S=1/100)



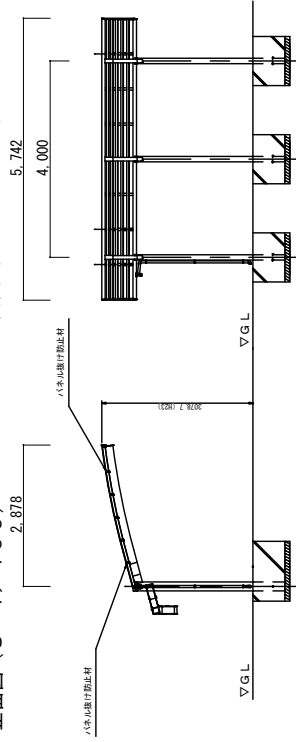
柱・基礎位置図 (S=1/100)

▽：排水位置を示す

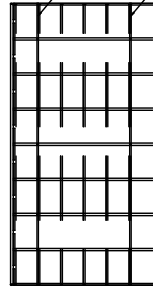


カーポート (2)

正面図 (S=1/100)

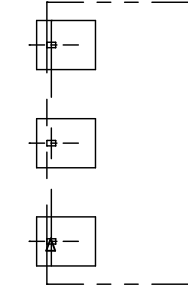


平面図 (S=1/100)



柱・基礎位置図 (S=1/100)

▽：排水位置を示す



工事名称 青垣診療所改修工事

図面名 カーポート (1) (2) 詳細図 (増築)

図面番号

4

議案第68号

権利の放棄について

1 提案の趣旨

指定障害福祉サービス事業者に係る訓練等給付費返還金の請求権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、提案するものである。

2 債権の名称

訓練等給付費返還金

3 債権の額

86,587円

[内訳]

- ① 返還請求額 409,120円
- ② 返還済額 322,533円
- ③ 未返還額 86,587円（①－②）

4 放棄する理由

債務者が破産手続開始の申立てを行い、裁判所による免責許可の決定が確定したことから、債権を回収する見込みがないため。

【地方自治法 抜粋】

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（9） 略

（10） 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

（11）～（15） 略

2 略

議案第69号

市有財産の売払いについて

1 提案の趣旨

財産を売り払うことについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 売払財産

土地

所在	面積
丹波市春日町歌道谷字歌道谷133番 3	5,308.94㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷136番 2	57.00㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷137番 1	996.00㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷137番 2	54.00㎡
丹波市春日町歌道谷140番 3	190.83㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷141番	390.00㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷142番 2	445.91㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷143番 3	1,552.13㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷144番 2	374.80㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷145番 1	27 ㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷145番 2	889.48㎡
丹波市春日町歌道谷146番 2	92.39㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷147番 2	8.54㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷147番 3	76.45㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷148番 2	109.00㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷149番 1	227 ㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷149番 2	20.00㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷149番 3	4,103.24㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷150番 2	10.00㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷151番 2	11 ㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷151番 3	38.45㎡
丹波市春日町歌道谷155番 2	33.08㎡
丹波市春日町歌道谷155番 4	9.28㎡
丹波市春日町歌道谷156番 2	290 ㎡
丹波市春日町歌道谷156番 4	116.41㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷156番 7	21 ㎡
丹波市春日町歌道谷字歌道谷157番	6,678.00㎡
丹波市春日町歌道谷157番 2	47 ㎡
丹波市春日町歌道谷157番 3	14.63㎡
丹波市春日町歌道谷159番 2	37 ㎡

丹波市春日町歌道谷159番 3	8.42m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷164番 1	253 m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷164番 2	1,843.04m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷164番 3	101.42m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷167番 3	1,719.80m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷168番 3	8,861.61m ²
丹波市春日町歌道谷168番 4	32.58m ²
丹波市春日町歌道谷177番 3	3.85m ²
丹波市春日町歌道谷177番 5	24.34m ²
丹波市春日町歌道谷177番 6	33.15m ²
合計 40筆	35,109.77m ²

3 売払価格

319,000,000円

4 売払いの相手方

名 称 大和特殊鋼 株式会社

代表者 代表取締役 山本 正廣

所在地 大阪府大阪市西区立売堀四丁目 1 番 3 号

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
抜粋】**

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第70号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 漢方の里総合運動公園整備工事（第3期）

3 工事場所 丹波市山南町和田地内

4 工事概要

グラウンド整備工事 一式
本部席設置 $A=15.70\text{m}^2$
グラウンド照明設置 $H=18\text{m}$ 6本
バックネット設置 一式
防球ネット、フェンス設置 一式
舗装等 一式
乗降のための施設整備 $A=8.03\text{m}^2$
電気設備工事 一式

5 工 期 契約日の翌日から令和8年3月18日まで

6 契約金額 176,000,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,000,000円）

7 契約の相手方 名 称 株式会社 森津工務店 代表者 代表取締役 足立 裕之 所在地 兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 森津工務店
代 表 者 名	代表取締役 足立 裕之
本 社 住 所	兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1
営 業 年 数	75年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750164号
資 本 金	35,000千円
完成工事高 (2年平均)	合計 1,369,206千円 うち建築一式 994,680千円
技 術 者 数	一級技術職員 12人 (うち建築 4人) 二級技術職員 7人 (うち建築 4人) その他技術職員 3人 (うち建築 0人) 合計 22人
契約担当支店営業所等	—

工 事 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
兵庫県	元	県立柏原・柏原赤十字統合新病院看護専門学校建築工事	559,400	H29.9～H31.3
兵庫県	元	篠山総合庁舎長寿命化改修建築工事	169,089	R1.7～R2.3
兵庫県	元	県立伊川谷高等学校特別教室棟トイレ改修工事	118,950	R1.11～R2.5
兵庫教育大学	元	兵庫教育大学(山国)附属小学校校舎等改修その他工事(I期)	129,690	R2.10～R3.7
丹波市	元	春日住民センター屋根防水改修工事	9,361	R6.7～R6.9

入札参加業者及び開札結果（工事）

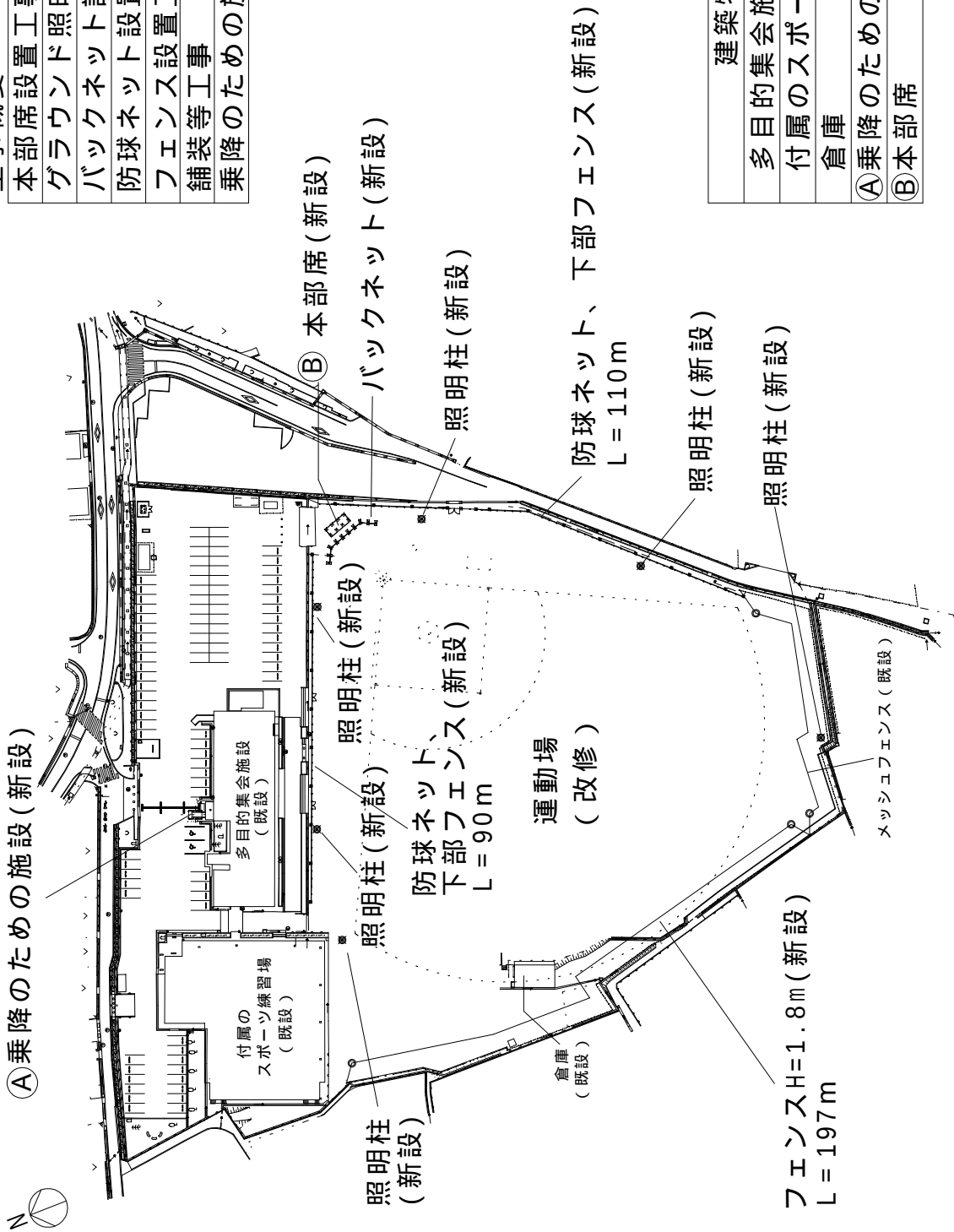
工事番号	丹宮繕工第1号	工事種別	建築一式工事
工事名	漢方の里総合運動公園整備工事(第3期)		
工事場所	丹波市山南町和田地内		
開札年月日	令和7年7月16日	(仮)契約年月日	令和7年8月8日
予定価格 (事後公表)	174,300,000円 (税抜)		
調査基準価格	160,356,000円 (税抜)	失格基準価格	151,048,000円 (税抜)
工事概要	グラウンド整備工事 一式 本部席設置 A=15.70㎡ グラウンド照明設置 H=18m 6本 バックネット設置 一式 防球ネット、フェンス設置 一式 舗装等 一式 乗降のための施設整備 A=8.03㎡ 電気設備工事 一式		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
株式会社 森津工務店	160,000,000円		落 札
垣本建設工業 株式会社	172,400,000円		
株式会社 吉住工務店	198,000,000円		
前田建設 株式会社	198,800,000円		
池田建設 株式会社			辞 退

落札者名	株式会社 森津工務店
落札者所在地	兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1
契約金額	176,000,000円 (うち消費税相当額 16,000,000円)

概要

本部席設置工事
グラウンド照明設置工事
バックネット設置工事
防球ネット設置工事
フェンス設置工事
舗装等工事
乗降のための施設設置工事

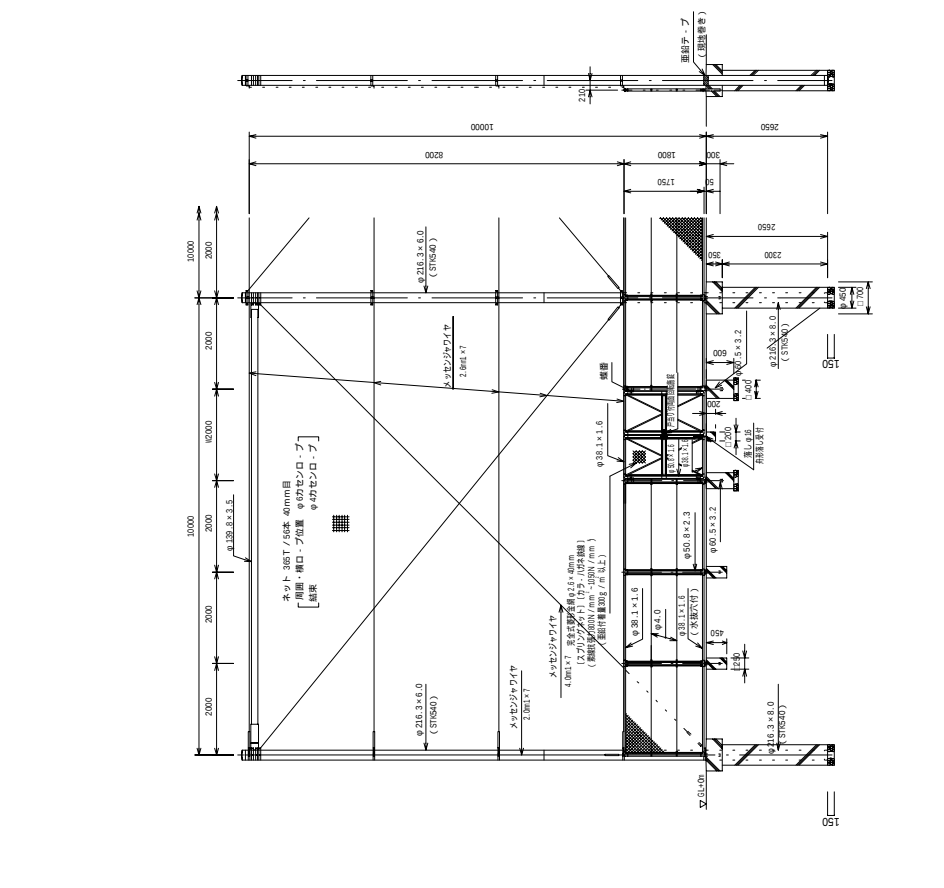
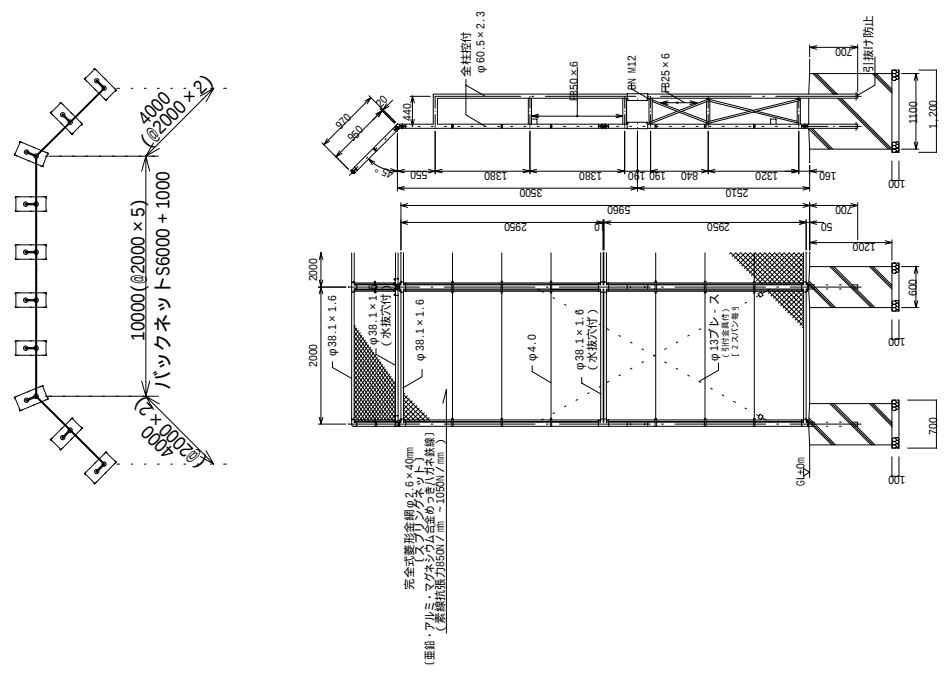


建築物	備考
多目的集会施設	既設
付属のスポーツ練習場	既設
倉庫	既設
①乗降のための施設	新設
②本部席	新設

日 事	丹 波 市				年月日	工事名称	A-01
					期 尺	工事概要、全体配置図	
原方(里線)台運動公園整備工事(第3期) 図面番号							

防球ネット、下部フェンス

バックネット



照明柱

LEDグラウンド照明 x 12台

ブルボックス SS300x300x300MP-SJS

ブルボックス SS300x300x300MP-SJS

グラウンド照明用ポール

ハンドポールφ9(52x40共)

ポール高:18,000

△ GL

EL+CE8・3x(内17x1)(FE28)
グラウンド照明φ30のみEL+CE14・3x(内17x1)(FE36)

EL+CE8・3x(内17x1)(FE28)
グラウンド照明φ30のみEL+CE14・3x(内17x1)(FE36)

EL+CE8・3x(内17x1)(FE28)
グラウンド照明φ30のみEL+CE14・3x(内17x1)(FE36)

図面番号	A-04
工事名称	漢方の里総合運動公園整備工事(第3期)
年月日	
図尺	縮小 3

議案第71号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

- | | | |
|---|--------|---|
| 2 | 物品名 | 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入 |
| 3 | 物品概要 | 高規格救急自動車 1台
高度救命処置用資機材 一式 |
| 4 | 納入期限 | 令和8年3月13日 |
| 5 | 契約金額 | 36,850,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,350,000円) |
| 6 | 契約の相手方 | 名称 兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所
代表者 所長 白根 浩司
所在地 兵庫県神戸市須磨区大池町三丁目1番1号 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	兵庫トヨタ自動車 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 瀧川 高章
本 社 住 所	神戸市中央区磯辺通四丁目 2 番12号
営 業 年 数	78年
許 可 区 分	—
資 本 金	50,000千円
実績高（2年平均）	85,723,000千円
従 業 員 数	975人
契約担当支店営業所等	特販営業所

受 注 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
北はりま 消防組合	元	高規格救急自動車購入（2台）	61,160	令和7年2月
三木市	元	高規格救急自動車購入	23,377	令和7年3月
川西市	元	高規格救急自動車（2台）	71,329	令和7年3月
丹波篠山市	元	高規格救急自動車購入	38,447	令和7年3月
伊丹市	元	高規格救急自動車（高度救命処 置用資機材）の調達	39,050	令和7年3月

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	消警物第11号		
物 品 名	高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入		
納 入 場 所	丹波市消防本部		
開 札 年 月 日	令和7年7月30日	（仮）契約年月日	令和7年8月6日
予 定 価 格 （事後公表）	37,089,000円（税抜）	最低制限価格	-
物 品 概 要	高規格救急自動車 1台 高度救命処置用資機材 一式		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所	33,500,000円		落 札
有限会社 岡本ポンプ	35,550,000円		

落 札 者 名	兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所		
落 札 者 所 在 地	兵庫県神戸市須磨区大池町三丁目1番1号		
契 約 金 額	36,850,000円（うち消費税相当額 3,350,000円）		
		納 入 期 限	令和8年3月13日

議案第72号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 救助工作車及び救助資機材購入

3 物品概要 救助工作車 1台 救助資機材 一式

4 納入期限 令和9年3月17日

5 契約金額 206,800,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,800,000円）

6 契約の相手方 名称 株式会社 モリタ 関西支店 代表者 支店長 谷口 裕和 所在地 兵庫県三田市テクノパーク32番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 モリタ
代 表 者 名	代表取締役 加藤 雅義
本 社 住 所	兵庫県三田市テクノパーク 1 番地の 5
営 業 年 数	16年
許 可 区 分	－
資 本 金	1, 000, 000千円
実績高（2 年平均）	31, 506, 000千円
従 業 員 数	365人
契約担当支店営業所等	関西支店

受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
美方郡広域 事務組合	下	救助工作車	112, 400	令和 6 年 2 月
猪名川町	元	救助工作車	142, 100	令和 6 年 3 月
奈良県広域 消防組合	元	救助工作車	135, 000	令和 6 年12月
京田辺市	下	救助工作車	199, 600	令和 7 年 1 月
大津市	元	救助工作車	159, 800	令和 7 年 3 月

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	消警物第12号		
物 品 名	救助工作車及び救助資機材購入		
納 入 場 所	丹波市消防本部		
開 札 年 月 日	令和7年7月30日	（仮）契約年月日	令和7年8月6日
予 定 価 格 （ 事 後 公 表 ）	193,700,000円 （税抜）	最低制限価格	-
物 品 概 要	救助工作車 1台 救助資機材 一式		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
株式会社 モリタ 関西支社	188,000,000円		落 札
有限会社 西垣消防器具製作所	188,900,000円		
日本機械工業 株式会社 大阪営業所	232,000,000円		

落 札 者 名	株式会社 モリタ 関西支社		
落 札 者 所 在 地	兵庫県三田市テクノパーク32番地		
契 約 金 額	206,800,000円 （うち消費税相当額 18,800,000円）		
		納 入 期 限	令和9年3月17日

議案第73号

丹波市立吉見小学校の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市立吉見小学校は、明治6年に明倫小学校として開校して以来、幾度の改称を経て現在に至るまでの間、地域教育の拠点として重要な役割を担ってきたが、令和8年4月に丹波市立三輪小学校と統合することから、令和8年3月31日をもって廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立吉見小学校

3 所在地 丹波市市島町上田222番地1

4 用 途 学校

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

（1）～（2） 略

（3） 学校

（4）～（18） 略

議案第74号

丹波市立三輪小学校の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市立三輪小学校は、明治7年に勅使村法泉寺を校舎として開校して以来、幾度の改称を経て現在に至るまでの間、地域教育の拠点として重要な役割を担ってきたが、令和8年4月に丹波市立吉見小学校と統合することから、令和8年3月31日をもって廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立三輪小学校

3 所在地 丹波市市島町酒梨205番地

4 用 途 学校

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

（1）～（2） 略

（3） 学校

（4）～（18） 略

議案第75号

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和8年4月に丹波市立市島小学校が開校することに伴い、丹波市立吉見小学校及び丹波市立三輪小学校を廃止する必要があるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

別表第1の吉見小学校の名称を市島小学校に改め、三輪小学校を削る。

3 施行日

令和8年4月1日

4 附則により改正する条例

丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立学校設置条例（平成16年丹波市条例第72号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市立学校設置条例			○丹波市立学校設置条例		
平成16年11月 1 日 条例第72号			平成16年11月 1 日 条例第72号		
最終改正 令和 5 年 9 月 29 日 条例第23号			最終改正 令和 5 年 9 月 29 日 条例第23号		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
小学校	崇広小学校	丹波市柏原町柏原683番地	小学校	崇広小学校	丹波市柏原町柏原683番地
	新井小学校	丹波市柏原町大新屋698番地 2		新井小学校	丹波市柏原町大新屋698番地 2
	中央小学校	丹波市氷上町成松186番地 1		中央小学校	丹波市氷上町成松186番地 1
	東小学校	丹波市氷上町石生585番地		東小学校	丹波市氷上町石生585番地
	西小学校	丹波市氷上町上新庄524番地		西小学校	丹波市氷上町上新庄524番地
	南小学校	丹波市氷上町佐野530番地		南小学校	丹波市氷上町佐野530番地
	北小学校	丹波市氷上町絹山608番地		北小学校	丹波市氷上町絹山608番地
	青垣小学校	丹波市青垣町佐治282番地 3		青垣小学校	丹波市青垣町佐治282番地 3
	黒井小学校	丹波市春日町黒井2205番地		黒井小学校	丹波市春日町黒井2205番地
	春日部小学校	丹波市春日町多利1774番地		春日部小学校	丹波市春日町多利1774番地
	大路小学校	丹波市春日町下三井庄1080番地		大路小学校	丹波市春日町下三井庄1080番地
	進修小学校	丹波市春日町国領1011番地 1		進修小学校	丹波市春日町国領1011番地 1
	船城小学校	丹波市春日町朝日90番地		船城小学校	丹波市春日町朝日90番地
	上久下小学校	丹波市山南町青田156番地		上久下小学校	丹波市山南町青田156番地
	久下小学校	丹波市山南町谷川2276番地		久下小学校	丹波市山南町谷川2276番地
	小川小学校	丹波市山南町井原427番地 1		小川小学校	丹波市山南町井原427番地 1
	和田小学校	丹波市山南町和田 1 番地		和田小学校	丹波市山南町和田 1 番地
	竹山小学校	丹波市市島町中竹田1703番地 1		竹山小学校	丹波市市島町中竹田1703番地 1
	吉見小学校	丹波市市島町上田222番地 1		市島小学校	丹波市市島町上田222番地 1
	三輪小学校	丹波市市島町酒梨205番地			

丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市立学校施設使用条例				○丹波市立学校施設使用条例			
平成16年11月1日				平成16年11月1日			
条例第73号				条例第73号			
最終改正 令和5年9月29日条例第23号				最終改正 令和5年9月29日条例第23号			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
（消費税含む。）				（消費税含む。）			
学校名	屋内運動場 使用料（1時間 当たり）	屋外運動場 使用料（1時間 当たり）	屋外運動場 照明施設使 用料（30分当 たり）	学校名	屋内運動場 使用料（1時間 当たり）	屋外運動場 使用料（1時間 当たり）	屋外運動場 照明施設使 用料（30分当 たり）
崇広小学校	660円	440円	100円	崇広小学校	660円	440円	100円
新井小学校	660円	440円	100円	新井小学校	660円	440円	100円
中央小学校	330円	440円	210円	中央小学校	330円	440円	210円
東小学校	660円	440円	210円	東小学校	660円	440円	210円
西小学校	660円	440円	210円	西小学校	660円	440円	210円
南小学校	660円	440円	210円	南小学校	660円	440円	210円
北小学校	660円	440円	210円	北小学校	660円	440円	210円
青垣小学校	660円	440円	210円	青垣小学校	660円	440円	210円
黒井小学校	660円	440円	—	黒井小学校	660円	440円	—
春日部小学校	330円	440円	100円	春日部小学校	330円	440円	100円
大路小学校	660円	440円	—	大路小学校	660円	440円	—
進修小学校	660円	440円	100円	進修小学校	660円	440円	100円
船城小学校	330円	440円	—	船城小学校	330円	440円	—
上久下小学校	660円	440円	100円	上久下小学校	660円	440円	100円
久下小学校	660円	440円	210円	久下小学校	660円	440円	210円
小川小学校	660円	440円	210円	小川小学校	660円	440円	210円
和田小学校	660円	440円	100円	和田小学校	660円	440円	100円
竹山小学校	660円	440円	210円	竹山小学校	660円	440円	210円
吉見小学校	660円	440円	—	市島小学校	660円	440円	—
三輪小学校	330円	440円	210円				
柏原中学校	660円	550円	—	柏原中学校	660円	550円	—
氷上中学校	660円	550円	—	氷上中学校	660円	550円	—
青垣中学校	660円	550円	—	青垣中学校	660円	550円	—
春日中学校	660円	550円	—	春日中学校	660円	550円	—
山南中学校	660円	550円	—	山南中学校	660円	550円	—
市島中学校	660円	550円	210円	市島中学校	660円	550円	210円
備考				備考			
1 屋内運動場において面積の2分の1以下を使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額とする。				1 屋内運動場において面積の2分の1以下を使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額とする。			
2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。				2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。			

議案第76号

丹波市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

屋内運動場等に空調設備を整備することに伴い、その使用に係る料金の規定を設けるため、提案するものである。

2 改正の概要

屋内運動場及び柔剣道場の空調設備に係る使用料の規定を設ける。

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）新旧対照表

現行				改正後（案）				
○丹波市立学校施設使用条例				○丹波市立学校施設使用条例				
平成16年11月 1 日 条例第73号				平成16年11月 1 日 条例第73号				
最終改正 令和 5 年 9 月 29 日 条例第23号				最終改正 令和 5 年 9 月 29 日 条例第23号				
別表第 1 （第 5 条関係）				別表第 1 （第 5 条関係）				
（消費税含む。）				（消費税含む。）				
学校名	屋内運動場 使用料（1 時 間あたり）	屋外運動場 使用料（1 時 間あたり）	屋外運動場 照明施設使 用料（30分当 たり）	学校名	屋内運動 場使用料 （1 時間 あたり）	屋内運動 場空調設 備使用料 （1 時間 あたり）	屋外運動 場使用料 （1 時間 あたり）	屋外運動 場照明施 設使用料 （30分当 たり）
崇広小学校	660円	440円	100円	崇広小学校	660円	—	440円	100円
新井小学校	660円	440円	100円	新井小学校	660円	—	440円	100円
中央小学校	330円	440円	210円	中央小学校	330円	—	440円	210円
東小学校	660円	440円	210円	東小学校	660円	—	440円	210円
西小学校	660円	440円	210円	西小学校	660円	—	440円	210円
南小学校	660円	440円	210円	南小学校	660円	—	440円	210円
北小学校	660円	440円	210円	北小学校	660円	—	440円	210円
青垣小学校	660円	440円	210円	青垣小学校	660円	—	440円	210円
黒井小学校	660円	440円	—	黒井小学校	660円	—	440円	—
春日部小学校	330円	440円	100円	春日部小学校	330円	—	440円	100円
大路小学校	660円	440円	—	大路小学校	660円	—	440円	—
進修小学校	660円	440円	100円	進修小学校	660円	—	440円	100円
船城小学校	330円	440円	—	船城小学校	330円	—	440円	—
上久下小学校	660円	440円	100円	上久下小学校	660円	—	440円	100円
久下小学校	660円	440円	210円	久下小学校	660円	—	440円	210円
小川小学校	660円	440円	210円	小川小学校	660円	—	440円	210円
和田小学校	660円	440円	100円	和田小学校	660円	—	440円	100円
竹山小学校	660円	440円	210円	竹山小学校	660円	2,090円	440円	210円
吉見小学校	660円	440円	—	吉見小学校	660円	—	440円	—
三輪小学校	330円	440円	210円	三輪小学校	330円	—	440円	210円
柏原中学校	660円	550円	—	柏原中学校	660円	2,090円	550円	—
氷上中学校	660円	550円	—	氷上中学校	660円	2,090円	550円	—
青垣中学校	660円	550円	—	青垣中学校	660円	2,090円	550円	—
春日中学校	660円	550円	—	春日中学校	660円	2,090円	550円	—
山南中学校	660円	550円	—	山南中学校	660円	2,090円	550円	—
市島中学校	660円	550円	210円	市島中学校	660円	2,090円	550円	210円
備考				備考				
1 屋内運動場において面積の 2 分の 1 以下を 使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額 とする。				1 屋内運動場において面積の 2 分の 1 以下を 使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額 とする。				
2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未 満を切り捨てるものとする。				2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未 満を切り捨てるものとする。				
別表第 2 （第 5 条関係）				別表第 2 （第 5 条関係）				
（消費税含む。）				（消費税含む。）				
学校名	柔剣道場使用料（1 時間あたり）			学校名	柔剣道場使用料（1 時間あたり）	柔剣道場空調設備 使用料（1 時間当 たり）		

柏原中学校	330円	柏原中学校	330円	<u>480円</u>
氷上中学校	330円	氷上中学校	330円	<u>480円</u>
青垣中学校	330円	青垣中学校	330円	<u>480円</u>
春日中学校	330円	春日中学校	330円	<u>480円</u>
山南中学校	330円	山南中学校	330円	<u>480円</u>

議案第77号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和8年4月に丹波市立吉見小学校と丹波市立三輪小学校が統合することに伴い、美和アフタースクールを廃止し、あわせて吉見アフタースクールの名称及び定員を変更するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

別表第1の吉見アフタースクールの名称を市島アフタースクールに、定員を「80人」から「120人」に改め、美和アフタースクールを削る。

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市アフタースクール実施条例（平成26年丹波市条例第59号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市アフタースクール実施条例 平成26年12月24日 条例第59号 最終改正 令和6年3月8日条例第12号 別表第1（第2条関係）			○丹波市アフタースクール実施条例 平成26年12月24日 条例第59号 最終改正 令和6年3月8日条例第12号 別表第1（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
崇広アフタースクール	丹波市柏原町柏原683番地	180人	崇広アフタースクール	丹波市柏原町柏原683番地	180人
新井アフタースクール	丹波市柏原町鴨野479番地1	60人	新井アフタースクール	丹波市柏原町鴨野479番地1	60人
中央アフタースクール	丹波市氷上町成松193番地1	70人	中央アフタースクール	丹波市氷上町成松193番地1	70人
東アフタースクール	丹波市氷上町石生590番地1	120人	東アフタースクール	丹波市氷上町石生590番地1	120人
西アフタースクール	丹波市氷上町上新庄520番地	60人	西アフタースクール	丹波市氷上町上新庄520番地	60人
南アフタースクール	丹波市氷上町佐野555番地1	40人	南アフタースクール	丹波市氷上町佐野555番地1	40人
北アフタースクール	丹波市氷上町絹山599番地2	80人	北アフタースクール	丹波市氷上町絹山599番地2	80人
青垣アフタースクール	丹波市青垣町佐治346番地	120人	青垣アフタースクール	丹波市青垣町佐治346番地	120人
春日部アフタースクール	丹波市春日町多利1774番地	70人	春日部アフタースクール	丹波市春日町多利1774番地	70人
大路アフタースクール	丹波市春日町下三井庄1080番地	60人	大路アフタースクール	丹波市春日町下三井庄1080番地	60人
進修アフタースクール	丹波市春日町国領1011番地1	70人	進修アフタースクール	丹波市春日町国領1011番地1	70人
黒井アフタースクール	丹波市春日町黒井4番地8	70人	黒井アフタースクール	丹波市春日町黒井4番地8	70人
船城アフタースクール	丹波市春日町朝日90番地	70人	船城アフタースクール	丹波市春日町朝日90番地	70人
上久下アフタースクール	丹波市山南町青田156番地	30人	上久下アフタースクール	丹波市山南町青田156番地	30人
久下アフタースクール	丹波市山南町長野97番地1	70人	久下アフタースクール	丹波市山南町長野97番地1	70人
小川アフタースクール	丹波市山南町井原427番地1	60人	小川アフタースクール	丹波市山南町井原427番地1	60人
和田アフタースクール	丹波市山南町和田1番地	90人	和田アフタースクール	丹波市山南町和田1番地	90人
竹山アフタースクール	丹波市市島町中竹田2092番地1	75人	竹山アフタースクール	丹波市市島町中竹田2092番地1	75人
吉見アフタースクール	丹波市市島町梶原1124番地	80人	市島アフタースクール	丹波市市島町梶原1124番地	120人
美和アフタースクール	丹波市市島町酒梨194番地1	40人			